

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月9日
【四半期会計期間】	第59期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	株式会社アシックス
【英訳名】	ASICS Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 尾山 基
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町7丁目1番1
【電話番号】	078（303）2213
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 佐野 俊之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀2丁目20番8号八丁堀東急ビル 東京支社
【電話番号】	03（5543）8901
【事務連絡者氏名】	アシックスジャパン本部東日本営業統括部東日本営業管理部長 大江 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社アシックス東京支社 （東京都中央区八丁堀2丁目20番8号八丁堀東急ビル） 株式会社アシックス関西支社 （兵庫県尼崎市潮江1丁目3番28号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜1丁目8番16号）

（注）関西支社は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第1四半期連結 累計期間	第59期 第1四半期連結 累計期間	第58期
会計期間	自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 6月30日	自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日	自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日
売上高(百万円)	65,367	66,105	247,792
経常利益(百万円)	8,103	7,781	19,702
四半期(当期)純利益(百万円)	5,174	4,934	12,617
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	7,785	9,258	10,839
純資産額(百万円)	112,241	122,250	115,315
総資産額(百万円)	211,370	220,228	212,343
1株当たり四半期(当期)純利益金 額(円)	27.29	26.03	66.55
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	49.8	52.1	50.8

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移につきましては記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、欧州政府債務危機など、下振れ懸念が見られました。日本経済は、復興需要などを背景として、持ち直しの動きが見られるものの、電力供給の制約やデフレの影響などにより、依然として厳しい状況で推移いたしました。

スポーツ用品業界は、ランニングブームなどを背景に、健康志向によるスポーツへの関心が高まっているものの、厳しい経営環境でありました。

このような情勢のもと、当社グループは、中期経営計画「アシックス・グロス・プラン(AGP)2015」に基づき、引き続きグローバルレベルでの事業の強化・拡大を図りました。パリ、ストックホルムをはじめとする世界各地のマラソン大会に協賛するとともに、ベースボール用品をすべてアシックスブランドに統一することを決定するなど、ブランド価値および企業イメージの向上に努めました。

販売面におきましては、東京にオニツカタイガーブランドの旗艦店をオープンしたほか、スペイン、ポルトガル、ブラジルなどに自主管理売場をオープンするなど、売上拡大に努めました。

また、南アジアおよび東南アジアでの売上拡大のため、インドおよびシンガポールにマーケティングサポート会社を設立しました。

当第1四半期連結累計期間における売上高は66,105百万円と前年同期間比1.1%の増収でした。このうち国内売上高は、主にランニングシューズが好調であったものの、ベースボールウェア・用具類の低調などにより、21,341百万円と前年同期間比0.7%の減収となりました。海外売上高は、米州および欧州などでランニングシューズが好調に推移したものの、為替換算レートの影響により44,764百万円と前年同期間比2.0%の増収にとどまりました。

売上総利益は仕入コストの上昇などにより、29,629百万円と前年同期間比0.8%の減益でした。販売費及び一般管理費は、主に広告宣伝費の減少により、21,305百万円と前年同期間比0.4%の減少となったものの、営業利益は8,323百万円と前年同期間比1.6%の減益でした。経常利益は為替差損を計上したことなどにより7,781百万円と前年同期間比4.0%の減益、四半期純利益は4,934百万円と前年同期間比4.6%の減益でした。

報告セグメント別の業績は、次のとおりであります。

日本地域

日本におきましては、ランニングシューズが好調であったことに加え、在外子会社への売上高が増加したことにより、売上高は26,593百万円（前年同期間比2.5%増）となりましたが、セグメント利益につきましては広告宣伝費の増加などにより1,485百万円（前年同期間比4.3%減）となりました。

米州地域

米州におきましては、ランニングシューズが好調であったため、売上高は17,265百万円（前年同期間比5.3%増）となり、広告宣伝費の減少などによりセグメント利益は2,306百万円（前年同期間比22.5%増）となりました。

欧州地域

欧州におきましては、ランニングシューズが好調であったものの主に為替換算レートの影響により、売上高は18,156百万円（前年同期間比1.2%減）となり、仕入コストの上昇などによりセグメント利益は3,555百万円（前年同期間比6.5%減）となりました。

オセアニア地域

オセアニアにおきましては、インドおよび東南アジアへの売上高が日本地域より移管されたことなどにより、売上高は3,161百万円（前年同期間比8.1%増）となり、セグメント利益は877百万円（前年同期間比7.3%増）となりました。

東アジア地域

東アジアにおきましては、オニツカタイガーシューズおよびランニングシューズが堅調であったものの主に為替換算レートの影響により、売上高は3,198百万円（前年同期間比1.4%減）となり、セグメント利益は249百万円（前年同期間比27.7%減）となりました。

その他事業

その他事業におきましては、ホグロフスブランドのアウトドアウェアなどが堅調であったため、売上高は2,173百万円（前年同期間比5.7%増）となり、セグメント利益は25百万円となりました。

(2) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末の財政状態といたしましては、総資産220,228百万円（前連結会計年度末比3.7%増）、負債の部合計97,977百万円（前連結会計年度末比1.0%増）、純資産の部合計122,250百万円（前連結会計年度末比6.0%増）でした。

流動資産は、売上債権の増加などにより、155,673百万円（前連結会計年度末比4.9%増）でした。

固定資産は、リース資産の増加による有形固定資産の増加および為替換算レートの影響などによる無形固定資産の増加があったものの、投資有価証券の減少およびデリバティブ資産の減少による投資その他の資産の減少などにより、64,554百万円（前連結会計年度末比1.0%増）でした。

流動負債は、短期借入金が増加したものの、支払手形及び買掛金の減少などにより、57,241百万円（前連結会計年度末比2.3%増）でした。

固定負債は、リース債務および退職給付引当金が増加したものの、長期借入金の減少により、40,736百万円（前連結会計年度末比0.8%減）でした。

株主資本は、利益剰余金の増加により、125,794百万円（前連結会計年度末比2.2%増）でした。

その他の包括利益累計額は、主に為替換算調整勘定が増加したことにより、10,975百万円と前連結会計年度末に比べ4,184百万円増加しました。

少数株主持分は7,431百万円（前連結会計年度末比0.9%増）でした。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針について

会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者による当社株式の大規模な買付行為等に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社および当社グループは、スポーツを核とした事業領域で、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおり、そのために幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、これらに関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性があり、不適切であると考えます。

当社の状況および企業価値向上に向けた取り組み

当社は、1949年（昭和24年）に、スポーツを通じて青少年の健全な育成に貢献することを願い鬼塚商会として創業以来、「健全な身体に健全な精神があれかし」を創業哲学とし、「スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する」ことを理念に、お客様の求めるものを徹底的に追求し、世界のスポーツをする選手、スポーツを愛するすべての人々や健康を願う方々の役に立つよう、技術とものづくりに対するこだわりを持ち続けてまいりました。

1977年（昭和52年）に、同業2社との合併を機に、この創業哲学のラテン語「Anima Sana In Corpore Sano」の頭文字から社名を株式会社アシックス（ASICS）へ変更し、社業の発展に努めてまいりました。

当社および当社グループは、スポーツシューズ類、スポーツウェア類、スポーツ用具類などスポーツ用品等を、国内および海外で製造販売しております。そして、長年トップアスリートのニーズに応えてきた技術力とものづくりへのこだわりや海外でのシューズを中心としたランニング事業における高いブランドイメージを基盤として、2015年度までの中期経営計画「アシックス・グローブ・プラン（AGP）2015」を発表し、「スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」をビジョンとして定め、3つの事業領域であるアスレチックスポーツ事業領域、スポーツライフスタイル事業領域および健康快適事業領域において、製品戦略：「革新的な価値の提供とお客様ニーズ対応の融合」、組織戦略：「グローバル組織の構築」をそれぞれ進め、事業の拡大・強化に取り組んでおります。

当社および当社グループは、「グループ全体で、お客様起点の活動を徹底する」を基本方針とし、今後も中長期的な視野に立ち、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成23年6月24日開催の定時株主総会において、当社株式の大規模な買付行為への対応方針の一部を改定して3年間継続することを決定いたしました（以下、改定後の当社株式の大規模な買付行為への対応方針を「本対応方針」といいます。）。

本対応方針の概要は次のとおりであります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模買付者による当社および当社グループの従業員、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針や当社グループの経営に参画したときの経営方針・事業計画等が、当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか等を当社株主に短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考え、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に当社株主の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。

また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立委員会からの勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。

かかるプロセスを経ることにより、当社株主は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否を検討することが可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

当社取締役会は、上記の見解を具現化した一定の合理的なルールに従って大規模買付行為が行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に資すると考え、事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたしました。

大規模買付ルールの骨子は、大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対し、予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、大規模買付者は、当該評価期間経過後に大規模買付行為を開始するというものであり、その概要は次のとおりであります。

()大規模買付者には、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を書面で提供していただきます。当社取締役会は、取締役会による評価、検討、意見形成等のため必要かつ十分な本必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、直ちにその旨大規模買付者に通知するとともに、速やかに当社株主に公表します。なお、当社取締役会は、必要に応じて情報提供の期限を設定しますが、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、その期限を延長することができるものとします。

()当社取締役会は、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了したと公表した日の翌日から、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を設定し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動を含め、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて決議し公表します。

大規模買付行為がなされた場合の対応方針の概要は次のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動要件を満たすときを除き、当社株主に対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくとともに、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、取締役会から独立した組織の独立委員会に必ず諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、無償割当による新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置を内容とする対抗措置を発動することができるものとします。なお、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、株主共同の利益に照らし株主意思を確認することが適切と判断する場合は、株主総会を招集し、対抗措置に関する当社株主の意思を確認することができるものとします。

上記取り組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

まず、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿って、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、当社株主のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、

当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

次に、本対応方針は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、対抗措置が発動されるように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

また、本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、当社取締役会から独立した社外役員等によって組織された独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、その判断の概要については当社株主に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の公正・透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

最後に、本対応方針は、株主総会における当社株主の承認を条件に継続されるものであり、その継続について当社株主の意向が反映されることとなっております。また、本対応方針継続後、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになります。さらに、当社取締役の任期は1年間となっており、毎年を取締役選任手続を通じて本対応方針の継続、廃止または変更の是非の判断に当社株主の意向が反映されます。

これらの措置により、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は199百万円（前年同期間比2.7%減）であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 従業員の状況

当第1四半期連結累計期間において、連結会社または提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の状況

当第1四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい増減はありません。

(7) 設備の状況

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	790,000,000
計	790,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	199,962,991	199,962,991	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	199,962,991	199,962,991	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項がないため記載しておりません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項がないため記載しておりません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項がないため記載しておりません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	-	199,962	-	23,972	-	6,000

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 10,371,500	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 189,377,600	1,893,776	-
単元未満株式	普通株式 213,891	-	-
発行済株式総数	199,962,991	-	-
総株主の議決権	-	1,893,776	-

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数20個が含まれております。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （％）
株式会社アシックス	神戸市中央区港島中 町7丁目1番1	10,371,500	-	10,371,500	5.19
計	-	10,371,500	-	10,371,500	5.19

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の保有自己株式数は、10,371,634株であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）及び第1四半期連結累計期間（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	28,927	30,783
受取手形及び売掛金	59,392	67,064
有価証券	2,431	2,087
商品及び製品	46,973	45,967
仕掛品	313	275
原材料及び貯蔵品	1,062	1,276
繰延税金資産	4,898	5,044
その他	6,768	5,636
貸倒引当金	2,332	2,462
流動資産合計	148,433	155,673
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	30,528	30,690
減価償却累計額	19,141	19,452
建物及び構築物（純額）	11,387	11,238
機械装置及び運搬具	4,436	4,546
減価償却累計額	3,398	3,509
機械装置及び運搬具（純額）	1,038	1,037
工具、器具及び備品	12,260	13,001
減価償却累計額	7,853	8,375
工具、器具及び備品（純額）	4,406	4,625
土地	10,178	10,191
リース資産	4,085	4,465
減価償却累計額	921	1,031
リース資産（純額）	3,164	3,433
建設仮勘定	30	-
有形固定資産合計	30,206	30,526
無形固定資産		
のれん	4,874	5,129
その他	11,676	12,566
無形固定資産合計	16,550	17,695
投資その他の資産		
投資有価証券	7,194	6,915
長期貸付金	346	337
繰延税金資産	1,303	1,470
その他	8,891	8,190
貸倒引当金	581	581
投資その他の資産合計	17,153	16,332
固定資産合計	63,910	64,554
資産合計	212,343	220,228

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	21,668	19,105
短期借入金	13,173	17,208
リース債務	493	544
未払費用	8,725	8,354
未払法人税等	3,177	1,802
未払消費税等	810	1,372
返品調整引当金	628	374
賞与引当金	1,666	2,612
繰延税金負債	302	138
資産除去債務	6	1
その他	5,317	5,727
流動負債合計	55,969	57,241
固定負債		
社債	16,000	16,000
長期借入金	5,317	4,357
リース債務	2,893	3,076
退職給付引当金	8,103	8,307
繰延税金負債	3,622	3,731
資産除去債務	618	656
その他	4,501	4,606
固定負債合計	41,058	40,736
負債合計	97,027	97,977
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,972	23,972
資本剰余金	17,182	17,182
利益剰余金	89,778	92,461
自己株式	7,821	7,821
株主資本合計	123,111	125,794
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,211	903
繰延ヘッジ損益	1,832	616
在外子会社資産再評価差額金	379	356
為替換算調整勘定	18,583	12,853
その他の包括利益累計額合計	15,159	10,975
少数株主持分	7,364	7,431
純資産合計	115,315	122,250
負債純資産合計	212,343	220,228

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【 四半期連結損益計算書】

【 第 1 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)
売上高	65,367	66,105
売上原価	35,746	36,735
返品調整引当金戻入額	566	580
返品調整引当金繰入額	332	321
売上総利益	29,854	29,629
販売費及び一般管理費	21,392	21,305
営業利益	8,462	8,323
営業外収益		
受取利息	116	105
受取配当金	107	99
負ののれん償却額	5	1
その他	213	139
営業外収益合計	443	346
営業外費用		
支払利息	110	173
為替差損	625	653
その他	65	61
営業外費用合計	801	888
経常利益	8,103	7,781
特別利益		
固定資産売却益	1	15
投資有価証券売却益	9	0
投資有価証券償還益	11	-
特別利益合計	22	15
特別損失		
固定資産売却損	-	0
固定資産除却損	1	3
投資有価証券評価損	1	0
投資有価証券償還損	3	6
特別損失合計	6	10
税金等調整前四半期純利益	8,119	7,785
法人税等	2,782	2,743
少数株主損益調整前四半期純利益	5,336	5,042
少数株主利益	162	107
四半期純利益	5,174	4,934

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	5,336	5,042
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	145	311
繰延ヘッジ損益	1,873	1,242
在外子会社資産再評価差額金	112	23
為替換算調整勘定	4,579	5,792
その他の包括利益合計	2,448	4,215
四半期包括利益	7,785	9,258
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	7,596	9,119
少数株主に係る四半期包括利益	189	139

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

連結の範囲の重要な変更
該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

(税金費用の計算)

税金費用につきましては、当第1四半期連結会計期間を含む当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 アシックスカンジナビアASの株式の追加取得(平成21年8月14日付)に伴う新規連結に関して、実務対応報告第18号に基づき改正前の国際財務報告基準第3号を適用したことにより生じたものであります。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費および長期前払費用に係る償却費を含む。)およびのれんの償却額は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
減価償却費	1,191百万円	1,177百万円
のれんの償却額	193百万円	187百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,896	10	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,275	12	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営執行会議が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主にスポーツ用品等を製造および販売しており、国内においては当社が、海外においては米州、欧州・中近東・アフリカ、オセアニア/東南・南アジア、東アジアの各地域をアシックスアメリカコーポレーション、アシックスヨーロッパB.V.、アシックスオセアニアPTY.LTD.、その他の現地法人が、それぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

「日本地域」、「米州地域」、「欧州地域」、「オセアニア地域」、「東アジア地域」は、主にスポーツ用品等を製造および販売しており、「その他事業」は、「ホグロフス」ブランドのアウトドア用品を製造および販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

(単位:百万円)

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア地域	東アジア地域	その他事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高									
(1)外部顧客への売上高	22,404	16,400	18,386	2,924	3,171	2,055	65,342	24	65,367
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,539	0	-	1	73	-	3,615	(3,615)	-
計	25,944	16,401	18,386	2,925	3,244	2,055	68,958	(3,590)	65,367
セグメント利益 又は損失	1,552	1,883	3,801	817	345	(87)	8,313	148	8,462

(注)1.(1)セグメント売上高の調整額は、報告セグメントに含まれない子会社の売上高を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものであります。

(2)セグメント利益又は損失は、報告セグメントに含まれない子会社の利益を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものであります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

(単位:百万円)

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア地域	東アジア地域	その他事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高									
(1)外部顧客への売上高	22,124	17,265	18,156	3,161	3,198	2,173	66,081	24	66,105
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,468	-	-	-	-	-	4,468	(4,468)	-
計	26,593	17,265	18,156	3,161	3,198	2,173	70,550	(4,444)	66,105
セグメント利益 又は損失	1,485	2,306	3,555	877	249	25	8,500	(177)	8,323

(注)1.(1)セグメント売上高の調整額は、報告セグメントに含まれない子会社の売上高を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものであります。

(2)セグメント利益又は損失は、報告セグメントに含まれない子会社の利益を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものであります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

前第1四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）

重要な事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）

重要な事項はありません。

（金融商品関係）

四半期連結財務諸表規則第17条の2に基づき、注記を省略しております。

（有価証券関係）

四半期連結財務諸表規則第17条の2に基づき、注記を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

四半期連結財務諸表規則第17条の2に基づき、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）	当第1四半期連結累計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）
1株当たり四半期純利益金額	27.29円	26.03円
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額（百万円）	5,174	4,934
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	5,174	4,934
普通株式の期中平均株式数（千株）	189,600	189,591

（注）潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項がないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項がないため記載しておりません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月 9日

株式会社アシックス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 万里夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笹山 直孝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アシックスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アシックス及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。